

# JPM·BRICS5·ファンド (愛称:ブリックス・ファイブ)

追加型投信／海外／株式

2013.4.19

この目論見書により行うJPM·BRICS5·ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成25年4月18日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成25年4月19日に生じています。

## 委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]  
**JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社**  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号  
 設立年月日 平成2年10月18日  
 資本金 2,218百万円(平成25年2月末現在)  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額  
 14,475億円(平成25年2月末現在)

## 照会先

TEL:03-6736-2350  
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
 HPアドレス:<http://www.jpmorganasset.co.jp>

## 受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**  
 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してください様お願ひいたします。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券 (株式一般))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

# 1

## ファンドの目的・特色

### ■ ファンドの目的

BRICS5の株式等を実質的な投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

「BRICS5(ブリックス・ファイブ)」とは

ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い成長の潜在性を有する新興大国5カ国をいいます。



### ■ ファンドの特色

#### 1 BRICS5の株式等に実質的に投資します。

BRICS5力国のいずれかで上場または取引されている株式の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資します。

BRICS5力国から売上または利益の大半を得ていると判断されるBRICS5力国以外の取引所等で取引されている企業の株式にも投資します。

株式への投資にあたっては、直接投資および預託証券を用いた投資を行います。

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

#### 2 BRICS5に各20%ずつ投資することを基本とします。

20%を基本に±10%の範囲内で各国の配分比率を調整します。

#### <運用プロセス>

##### ① 投資対象国の信用力を分析



##### ③ ファンドの構築

ファンドの構築

##### ② 各国のモデル・ポートフォリオ作成



##### ① 投資対象国の信用力を分析

各国の経済や市場動向の予測・分析、通貨の分析等に基づき、各国の投資魅力度を5段階に評価し、それを参考として、BRICS5力国に各20%ずつ投資することを基本に±10%の範囲で調整し、国別配分比率を決定します。

## ② 各国のモデル・ポートフォリオ作成

投資対象企業の調査結果により、企業の持続的成長力、株価の割安度・割高度に着目した分析を行い、各企業を5段階に評価し、評価が高かった銘柄を中心に5カ国それぞれのモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）を作成します。

## ③ ファンドの構築

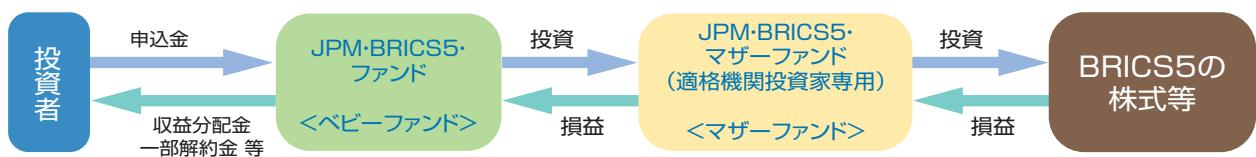
業種分散や流動性等の観点からファンド全体のリスクを総合的に勘案し、国別配分比率と各国のモデル・ポートフォリオに基づいて組入銘柄およびその比率を決定します。

## 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

## 4 ファンドの運用はファミリーファンド方式\*により、マザーファンドを通じて行います。



\*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

## 5 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に運用を委託します。 「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

### ■ 投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### ■ 収益の分配方針

- 年1回の決算時(1月20日(休業日の場合は翌営業日))に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### <収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費\*<sup>1</sup>控除後の配当等収益および有価証券の売買益\*<sup>2</sup>)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

\*<sup>1</sup> 運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料をいいます。

\*<sup>2</sup> 評価益を含みます。

## 2 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。  
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

### ■ 基準価額の変動要因

ファンドは、主にBRICS5の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

#### ■ 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。

#### ■ 為替変動リスク

ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。

#### ■ カントリーリスク

BRICS5力国は新興国であることから以下のようないくつかのリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

### ■ その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

### ■ リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスクも管理します。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

# 3

## 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日 純資産総額	2013年2月8日 692億円	設定日 決算回数	2005年12月28日 年1回
--------------	--------------------	-------------	--------------------

### 基準価額・純資産の推移



設定日 2007年2月 2009年2月 2011年2月 基準日

\*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### 分配の推移

期	年月	円
3期	2009年1月	0
4期	2010年1月	0
5期	2011年1月	0
6期	2012年1月	0
7期	2013年1月	0
	設定来累計	0

\*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

### 国別構成状況

投資国 <sup>※1</sup>	投資比率 <sup>※2</sup>
中国	21.7%
ブラジル	19.7%
ロシア	19.7%
インド	19.5%
南アフリカ	18.4%

### 通貨別構成状況

通貨	投資比率 <sup>※2</sup>
米ドル	29.7%
香港ドル	21.7%
インドルピー	18.8%
南アフリカランド	18.3%
ブラジルレアル	10.5%

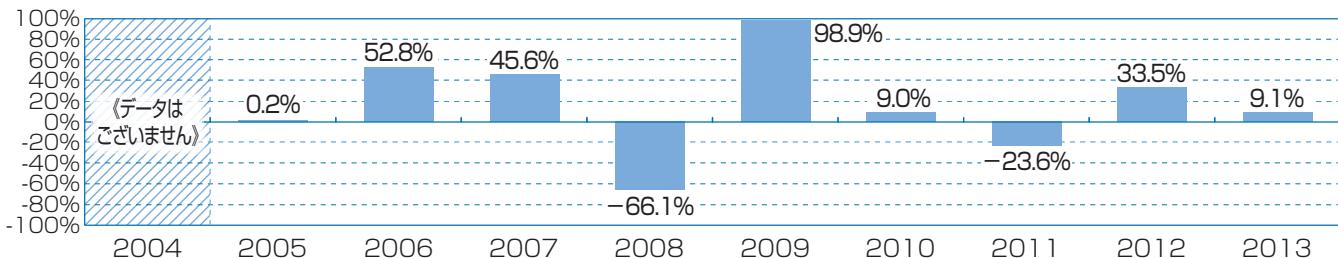
### 業種別構成状況

業種	投資比率 <sup>※2</sup>
銀行	19.5%
エネルギー	18.9%
食品・飲料・タバコ	9.4%
各種金融	7.9%
食品・生活必需品小売り	7.7%
その他	35.6%

### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 <sup>※1</sup>	通貨	業種	投資比率 <sup>※2</sup>
1	ルクオイル	ロシア	米ドル	エネルギー	5.9%
2	ズベルバンク	ロシア	米ドル	銀行	3.7%
3	H D F C	インド	インドルピー	銀行	3.2%
4	マグニト	ロシア	米ドル	食品・生活必需品小売り	3.0%
5	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	2.9%
6	ショッピング・ホールディングス	南アフリカ	南アフリカランド	食品・生活必需品小売り	2.7%
7	コタック・マヒンドラ銀行	インド	インドルピー	各種金融	2.7%
8	マヒンドラ・マヒンドラ	インド	インドルピー	自動車・自動車部品	2.7%
9	タイガーブランズ	南アフリカ	南アフリカランド	食品・飲料・タバコ	2.4%
10	インフォシス	インド	インドルピー	ソフトウェア・サービス	2.4%

### 年間収益率の推移



\*年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1)×100

\*2005年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年2月8日までのものです。

\*ベンチマークは設定しておりません。

\*当ページにおける「ファンド」は、JPM-BRICS5・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

※2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

# 4 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して7営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	以下の取引所のうちいずれかが休業日(半休日を含みます。)の場合には、購入・換金の申込みの受付は行いません。 ●サンパウロ証券取引所 ●ロシア証券取引所 ●ボンベイ証券取引所 ●香港証券取引所 ●ヨハネスブルグ証券取引所 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成25年4月19日から平成26年4月17日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	一
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成17年12月28日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎年1回の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	2,500億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算日毎および償還時に委託会社が作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

## ■ ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は <b>3.675%(税抜3.5%)</b> を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.5%</b> を乗じて得た額が換金時に差し引かれます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して <b>年率1.995%(税抜1.9%)</b> がかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日の6ヵ月後、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。支払先の内訳は以下のとおりです。		
	(委託会社)  年率0.945% (税抜0.9%) (内、年率0.5%を運用委託先に支払います。)	(販売会社)  年率0.945% (税抜0.9%)	(受託会社)  年率0.105% (税抜0.1%)

その他の費用・手数料	1 以下の費用等が認識された時点でファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・有価証券の取引等にかかる費用(その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)</li><li>・外貨建資産の保管費用</li><li>・信託財産に関する租税</li><li>・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用</li></ul> <p>(注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。</p>
	2 純資産総額に対し、年率0.021%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。 なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

### [税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%)

(注1)上記は、平成25年2月末現在適用されるものです。平成26年1月1日以降は10.147%が20.315%となる予定です。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)法人の場合は上記とは異なります。

(注3)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にて確認されることをお勧めいたします。

J.P.Morgan  
Asset Management